

東京労働局発表
平成23年5月17日

担 当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 湯川 渉 主任監察監督官 武藤 一雄 電話 03-3512-1612 (内線 6403)
--------	--

平成22年の定期監督等の実施結果 【定期監督等を実施した事業場の約7割で法違反】

- 実施件数が大幅に増加。
- 運輸交通業及び保健衛生業において違反率が高い。
- 労働時間、割増賃金及び就業規則に関する違反率が高い。
- 建設業において機械・設備等の危険防止措置に関する違反件数が多い。

東京労働局（局長 山田 亮）は、平成22年に管下18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等の実施結果を以下のとおり取りまとめた。

1 定期監督等における実施件数・違反率（表1）

ア 平成22年に管下労働基準監督署の労働基準監督官が実施した定期監督等

- ① 実施件数 9,469件（前年比4,195件増）
- ② 違反率 71.5%（前年比2.9ポイント増）

（注：定期監督等とは、過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のこと。）

イ 業種別の実施件数（多い順）

- ① 建設業 3,109件（前年比829件増）
- ② 商業 2,383件（同 1,869件増）
- ③ その他の事業（派遣業、情報処理サービス業等） 1,047件（同 330件増）

ウ 違反率の高い業種（年間100件以上の監督等を実施した業種に限る。）

① 運輸交通業	84.1%	(前年比 6.7 ポイント増)
② 保健衛生業	81.9%	(同 2.5 ポイント増)
③ 商業	80.6%	(同 1.3 ポイント減)

エ 使用停止等処分件数

446 件(前年比 7.5%増)

うち 367 件は建設業 (前年比 10.5%増)

(注： 使用停止等命令処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業者に対し、機械設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長が命じるもの。)

2 定期監督等における主要な法違反 (表 2)

(1) 違反件数が多い違反内容

① 労働時間	2,911 件 (30.7%)
② 割増賃金	2,237 件 (23.6%)
③ 就業規則	2,025 件 (21.4%)
④ 労働条件明示	1,770 件 (18.7%)

(注： () 内は定期監督等実施事業場数に対する違反割合)

(2) 主要な法違反の状況

ア 労働条件の明確化関係

① 労働基準法第 15 条 (労働条件の明示) 1,770 件 (前年比 1,146 件増)

うち 767 件(43.3%)が商業

【違反の事例】

- ・ 労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していないもの。また、交付しているが、法定事項が不足しているもの。

② 同法第 89 条 (就業規則の作成等) 2,025 件 (前年比 1,373 件増)

うち 881 件 (43.5%)が商業

【違反の事例】

- ・ 常時使用する労働者が 10 人以上いるのに、就業規則の作成・届出がないもの。

イ 労働時間・割増賃金関係

① 労働基準法第 32 条（労働時間） 2,911 件（前年比 1,652 件増）

うち 1,103 件（37.9%）が商業、448 件（15.4%）がその他の事業

【違反の事例】

- ・ 時間外労働に関する協定の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。また、協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせているもの。

② 同法第 37 条（割増賃金） 2,237 件（前年比 1,293 件増）

うち 831 件（37.1%）が商業、323 件（14.4%）がその他の事業

また、2,237 件のうち 1 か月 60 時間を超える残業時間に対する割増賃金が 50%未満であった大企業は 33 件（注）

【違反の事例】

- ・ 時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金（通常の賃金の 2 割 5 分以上）を支払っていないもの。

（注）平成 22 年 4 月 1 日から、大企業（業種により資本金又は出資金の規模若しくは労働者数に応じて定められている。）については、1 か月 60 時間を超える残業時間に対して 50%以上の割増率で割増賃金を支払わなければならないこととなった。

ウ 安全衛生関係

① 安全衛生管理体制（労働安全衛生法第 10～12、15、17～19 条）に係る違反 963 件（前年比 59 件増）

うち 593 件は衛生管理者に係る違反（そのうち 109 件が商業、92 件が製造業）

【違反の事例】

- ・ 常時使用する労働者が 50 人以上いるのに、衛生管理者を選任していないもの。

② 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準（同法第 20～25 条）に係る違反 1,252 件（前年比 194 件増）

うち 981 件（78.4%）が建設業

【違反の事例】

- ・ 高さが 2 メートル以上の高所において、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの。

③ 元方事業者等（同法第 30 及び 31 条）に係る違反 474 件（前年比 120 件増）

【違反の事例】

- ・ 建設工事現場において、元請事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための協議組織の設置・運営を行っていないもの。

④ 健康診断（同法第 66 条）に係る違反 1,250 件（前年比 784 件増）

うち 583 件（46.6%）が商業、135 件（10.8%）が製造業

【違反の事例】

- ・ 常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施していないもの。

3 司法処理の状況 （表 3）

東京労働局における平成 22 年度（平成 22 年 4 月から同 23 年 3 月まで）の司法処理状況（注）

ア 送検件数	39 件（対前年度比 16 件減 29.1%減）
イ 送検事案の内容	
労働条件に関するもの	24 件（対前年度比 5 件減 17.2%減）
安全衛生に関するもの	15 件（対前年度比 11 件減 42.3%減）
ウ 業種別件数	①建設業 14 件 ②製造業 4 件 ③接客娯楽業 4 件
エ 捜索・差押の実施件数	13 件（対前年度比 3 件増 30.0%増）

（注） 「司法処理」とは、労働基準監督官が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件を検察庁へ送検することをいう。

なお、労働基準法等関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されている。

《送検事例》

事例 1 最低賃金法違反容疑で貸しおしぼり業者と同社の取締役を書類送検

平成 21 年 5 月 21 日から同年 9 月 30 日までの間、10 名の労働者に対し、東京都最低賃金（時間額 766 円）以上の賃金を支払わなければならないのに、これを支払わず、また、平成 21 年 10 月 1 日から同年 11 月 20 日まで間、8 名の労働者に対し、東京都最低賃金（時間額 791 円）以上の賃金を支払わなければならないのに、これを支払わなかったもの。

所轄の労働基準監督署は、被疑者に対し不足賃金を支払うよう行政指導を行っていたが、これに応じなかったため、書類送検に踏み切ったもの。

事例2 地下道建設工事現場で土砂が崩壊し労働者1名が死亡した労災事故に関連し、施工業者3社及び3社の現場責任者を労働安全衛生法違反の容疑で書類送検

労働安全衛生法では、トンネル内の掘削面が土砂崩壊するおそれがある場合には、土止めを設けるなど土砂崩壊の危険を防止する措置を講じることが定められているが、二次下請の現場責任者が、これらの措置を講じることなく、作業を行わせていたもの。

また、事故発生の前日にも、一次下請の現場責任者が同様に土止めを設けるなど土砂崩壊の危険を防止する措置を講じることなく別の労働者を同場所で作業させ、元請もこれを黙認していたことから、それぞれの違反について送検したもの。

4 今後の指導方針

東京労働局及び労働基準監督署（支署）においては、厳しい経済情勢の中にあつて、すべての労働者が適法な労働条件の下で、安心かつ安全に働くことができる労働環境の実現を目指し、積極的に監督指導を行ってきたところである。

その結果、前年に比較して、大幅に定期監督等実施件数が増加した。

今後とも、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な監督指導を実施するとともに、法令違反を繰り返すなど悪質な事業主については、厳正に司法処分に付すこととしている。

(注) 申告への対応については「平成22年賃金不払事案（申告事件）の処理状況の概要（平成23年5月17日東京労働局発表）」をご参照ください（発表後速やかに東京労働局ホームページに掲載する予定です。）。